

Q373. 就業規則の変更による賃金減額が有効となるための要件を教えてください。

就業規則の変更により賃金を減額する場合は、就業規則の不利益変更該当するため、就業規則の変更が有効となるためには、以下のいずれかの場合である必要があります。

- ① 労働者と合意して就業規則を変更したとき（労契法9条反対解釈）
- ② 変更後の就業規則を周知させ、かつ、就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき（労契法10条）

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎